

はしがき

本書は、ユーリカ民法シリーズの第4巻として、民法で債権各論に該当する部分のうち、契約総論を除く領域を概説するものであり、法学部に進学した民法の初学者（1・2年生）を主たる読者対象として執筆されている。

平成29（2017）年に、債権法を中心とした改正が成立した民法典は、周知期間を経て、2020年4月1日から施行される。本書では、今回の改正で大きく変更された領域を扱っている。

このたびの民法改正の理由のひとつに、私法の一般法である民法について、その成立後、100年以上の時を経て蓄積された、膨大な判例法理や学説をくみ上げ、国民にとって理解しやすいものと改めるという作業があった。しかしながら、すでに法規範として定着し、運用されている債権法（および民法総則）の領域で、これらを再構成する改正作業は、決してスムーズなものではなく、段階を経て提案された改正の内容は、当初目指されたものとは、かなり異なった結果となってしまったところも多い。さらに、法案がまとまった後にも、国会では、民法の外における諸般の社会的情勢などもあり、ここに至るまでの道のりは大変なものであった。

このように、相当な苦難を経て、可決成立した改正法であるが、現行の民法典上、解釈上争いのある諸論点について、立法的解決がなされたり、判例法理が条文へ具体化されたもの、さらには、民法典制定時には想定されていなかった事態に対してその後の社会の変化に応じた対応策の補充などがなされた。「民法の躓^{つまず}きの石」として昔から認められている難問が、少しでもわかりやすく変更された、といった点も少なくない。

今回の改正の結果、100年以上前に定められた民法典が国際化や新たな契約の出現など、変化の激しい現代社会の要請に十分答えられるものになったか、また、学習者の立場からは従前に比べて格段にわかりやすくなったかどうかについては、既に批判もあるようであるが、これから民法を学び始める諸君にとっては、民法に親しみを感じることができるといえるような、望ましい状況が来つつある、

といえなくもない。本書を開く諸君が、民法に興味をもって学習を開始するきっかけになってくれれば、編者・執筆者として嬉しい限りである。本書の執筆を担当された先生方には、ご多忙のところ、厳しいスケジュールの中でお原稿をお寄せ頂いた。

本書が何とか現時点で出版できたのは、法律文化社の編集者・舟木和久氏の辛抱強いリードによるところが大きい。心より感謝申し上げる。

平成30（2018）年3月

執筆者一同を代表して

手嶋 豊